

## 文書通信交通滞在費及び立法事務費に関する制度の見直しを求める意見書

文書通信交通滞在費は、国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律によって定められ、衆参両院の国会議員は歳費とは別に月額 100 万円が支給されている。また、立法事務費は、国会における各会派に対する立法事務費の交付に関する法律によって定められ、衆参両院における各会派の所属議員数に応じ、議員一人につき月額 65 万円が支給されている。

しかし、文書通信交通滞在費、立法事務費のいずれも領収書の添付義務が法律で定められていないため、法の趣旨どおりに使用されているかどうか判断することができず疑念が残る。

一方、大半の地方議会においては、政務活動費の趣旨に反する使用を禁ずる制度を確立しており、河南町においては、河南町議会政務活動費の交付に関する条例及び施行規則のみならず、政務活動費運用基準において細かく定めており、趣旨に反する支出に関しては政務活動費を充当することができない。さらに支出に関する領収書添付を義務付け、その内容は議会だよりに掲載しており、その使途の透明性を高める制度となっている。

文書通信交通滞在費、立法事務費のいずれも原資は税金であり、納税者への説明責任を果たし、法の趣旨に反する使用を禁ずる必要がある。

よって国におかれては、下記の事項を実現するように強く要望する。

### 記

1. 文書通信交通滞在費、立法事務費のいずれの支出に対しても領収書の提出及びその内容を国民に知らしめるためインターネット公開を法で義務付けること。
2. 文書通信交通滞在費、立法事務費のいずれに対しても実費精算とし、趣旨に反する使用に関しては支給されることがないように、別途詳細な使用のルール（返還も含む）を法で定めること。
3. 上記の支出に関するルールが遵守され支出の使途を明確にして、国民が納得できるよう第三者の有識者によるチェック体制等を確立すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 3 年 1 2 月 2 2 日

大阪府南河内郡河南町議会